

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社Photosynth

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年10月19日
【会社名】	株式会社 Photosynth
【英訳名】	Photosynth inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河瀬 航大
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目29番11号
【電話番号】	03-6630-4585
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 高橋 謙輔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目29番11号
【電話番号】	03-6630-4585
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 高橋 謙輔

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

2021年9月30日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」、「第一部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
2 事業等のリスク	1
第6 提出会社の株式事務の概要	2
第四部 株式公開情報	4
第2 第三者割当等の概況	4
2 取得者の概況	4

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【事業等のリスク】

(4) 事業に関する法的規制に関するリスクについて

④ 訴訟等について

(訂正前)

当社グループにおいて、現在、事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は存在しません。

しかしながら、関連法規や各種契約などに違反し、第三者に損害が発生した場合には訴訟を提起される可能性があります。このような場合には、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

当社は、2021年9月30日に株式会社東京証券取引所からマザーズ市場への上場承認を受けた後、2021年10月7日付で株式会社モビリティ（以下、「モビリティ」という。）の代理人弁護士より、当社に対して、当社製品のAkerun ProのICカードリーダーがモビリティの保有する特許4789092号を侵害しており、3,000千円程度の支払いを求める旨の通知を受けております。

当社は、モビリティの主張するような特許権侵害はなくモビリティの請求には理由がないものと考えており、特許権に知見を有する弁護士及び弁理士に依頼の上、適切に対応していく方針であります。

しかしながら、今後訴訟が提起され、当社の損害賠償責任等が認められた場合には、当社グループの事業や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://photosynth.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(訂正後)

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://photosynth.co.jp/ir/pn/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

2【取得者の概況】

新株予約権④

(訂正前)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
(省略)					
浦東 達也	東京都新宿区	会社員	2	280,000 (140,000)	当社の従業員
小笠 嵩幸	東京都新宿区	会社員	2	280,000 (140,000)	当社の従業員
小川 愛	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	2	280,000 (140,000)	当社の従業員
(省略)					

(訂正後)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
(省略)					
浦東 達也	東京都新宿区	会社員	2	280,000 (140,000)	当社の従業員
近藤 菜月	東京都台東区	会社員	2	280,000 (140,000)	当社の従業員
小川 愛	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	2	280,000 (140,000)	当社の従業員
(省略)					